

第6回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成25年4月25日（木） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 江南市役所 第2委員会室

出席委員（9名）

会長 中 田 實	委員 沢 田 和 延
委員 古 田 富士夫	委員 野 下 達 哉
委員 森 ケイ子	委員 河 井 照 夫
委員 社 本 亘	委員 黒 岩 義 光
委員 滝 正 直	

欠席委員（3名）

委員 庄 田 圭 介
委員 早 瀬 裕 子
委員 波多野 敬 子

事務局

地域協働課長	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループリーダー	浅 野 武 道
地域協働課 協働推進グループ	木 村 美 彩

次 第

議題

1. 江南市市民参加条例（案）及び同施行規則（案）について
2. その他

(資 料)

資料 1	江南市市民参加条例（案）	1 頁～1 9 頁
	江南市市民参加条例施行規則（案）	2 0 頁～2 3 頁

○事務局 経営企画部長が委員として参加しておりますが、今回人事異動により代わりましたので、新たな委員であります部長から自己紹介をさせていただきます。

○滝委員 (あいさつ)

○事務局 また、事務局にも異動がありましたので報告させていただきます。地域協働課長の大竹誠が会計室長に異動となり、その後任として協働推進グループリーダーの坪内俊宣が地域協働課長、また、税務課から異動してきた浅野武道がその後任になりましたのでよろしくお願いします。

1. 江南市市民参加条例（案）及び同施行規則（案）について

○会長 第5回の委員会のあと、条例の形にしたものをこれからの資料ということにさせていただきます。これまでの形式を条文化したもので、基本的に内容が変わるものではありません。

まず、私が思っております課題は、2つあります。1つは前回保留にしておりました、特に、「市民参加を求めないことができます」と言っている項目、第3条の第2項です。それについては、特に森委員からそれでいいのかという意見を出していただいたところで留めておりました。きょうはそれに対して何らかの結論を出していくということでもあります。

もう一つは、「市民政策提案」のところですが、こちらは、今回の条例の目玉でありますので、どうすれば市民の方が参加しやすいのか、参加するきっかけになるようなものになるのか。もう少しその点の検討をしたいと思います。この2つはぜひ何らかの結論を出していきたいとと考えております。

そのほかの点について、委員の方で議論したいことがあれば、ぜひ意見を出していただきたいと思います。

最初にこのことをやりたいということがありましたらご提案ください。

○森委員 前回のときにも、いわゆる「市民参加条例」というよりは、「市民参加手続条例」といったほうが分かりやすいじゃないかと、実際に、この条例の内容を踏まえて申し上げたのですが、きょう、案として提出されているの

は、従来どおりの“参加条例”。その辺のことについて経過、内容を発表して
いただいて、少しその点について議論をできればと考えております。

○会長 それでは、まず、事務局から説明をお願いします。

○地域協働課長 事前に配布しました資料ですが、条例制定後のPR用、公共
施設に設置したり、ホームページに掲載したりすることを前提に作成しまし
た。

それでは、パブリックコメントによって、変更した部分を中心に説明します。

まず、条例名ですが、前回の推進委員会で、再度検討するという事を申
上げましたが、「市民参加条例」という名称がかなり普及していることから、
名称を聞いた段階でどんな条例なのかをイメージしやすいのではないかと
いうことから、検討しましたが結果としては「市民参加条例」という名称を提
案します。

1 ページ。中央にイラストと吹き出しを入れました。条例の定義を読んで
いただければわかりますが、ここでも、この条例でいう「市民参加」を確認
しています。

2 ページの「市民参加の必要性」については変更ありません。

3 ページの「構成」では、「用語の約束」を「定義」に変更しています。こ
れについては、別で説明します。

4 ページ、第1条は、変更ありません。

第2条は、パブリックコメントでは、分りやすいのではと考え、見出しを
「用語の約束」としておりましたが、条例では「定義」としました。また、『江
南市の市民参加条例の考え方（案）』で使う言葉の意味を確認します。」とあ
ったものを、「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによります。」と、一般的な定義の規定にしました。なお、こ
の定義の規定方法は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例と同じです。

第3条は変更ありません。

第4条の見出し及び説明中、「市民参加の方法」を「市民参加の手続」に整
理しました。また、「一つ以上の方法により実施する」の部分については、「適
切な方法」に変更しました。「一つ以上」という考え方については、変えてお

りませんが、「一つ」という数を入れることにより、消極的と誤解されかねないので、数値の表現にはしませんでした。なお、「一つ以上の方法により実施する」という表現は、他市の条例でも多く、珍しいものではありません。

(1)からは、具体的な手続を規定しています。パブリックコメントでは、「審議会等の投げかけ」、「パブリックコメントの実施」のような形になっていました。パブリックコメントで、「の投げかけ」、「の実施」を省いた形で定義したらどうかとの意見があったことから、そのように変更しました。括弧の中が、定義になります。資料では、括弧の部分は読みやすくするため改行してありますが、実際の条例文では、改行しません。

以下、同様に「パブリックコメントの実施」を「パブリックコメント」に、「市民懇談会の開催」を「市民懇談会」に、「ワークショップの実施」を「ワークショップ」に、「アンケート調査の実施」を「アンケート調査」に、「市民政策提案の実施」を「市民政策提案」に変更し、その一連の手続までを定義としました。

また、アンケート調査の説明中、パブリックコメントの際には、健康日本21こうなん計画のアンケート調査の事例を紹介しましたが、事例が古くなっていきますので、省いてあります。

第5条、第6条は変更ありません。

第7条、「一つ以上の方法により」の部分については、「いずれかの方法により」に変更しました。「一つ以上」という考え方については変えておりませんが、「一つ」という数を入れることにより、消極的と誤解されかねないので、数値の表現にはしませんでした。

また、(3)の次に(4)として「その他」を加えてはどうかとの意見が前回の委員会でありましたので、「(4) その他執行機関等が適当と認める方法」を追加しました。ただ、内容は、第2項と同じになるので、(4)を加えるなら、第2項は不要かと思います。どちらかになるとは思いますが、よりシンプルな形ということであれば、(4)を加え、第2項は削除することになるとは思います。

第8条、第9条は変更ありません。

第10条から第14条は、見出しから「の開催」、「の実施」を削除しました。

第12条の第4項では、「非開示情報」を「不開示情報」と修正しました。この修正は、パブリックコメントでの指摘によるものです。

第14条の第1項、「満18歳以上の市民」を「市民（18歳未満の個人を除きます。）」と変更しました。これは、この条例上、事業所等も「市民」であります。年齢表現を付けると、対象になるのか分りにくいことから、事業所等も提案できることをより明確にするため変更しました。「市民」は、18歳以上の個人、18歳未満の個人、事業所等で構成されています。ここから「18歳未満の個人」を除く表現にしました。また、説明文でも、「18歳未満の方」を「18歳未満の個人」に変更し、事業者等のカウントについても、「1団体を1人として数え」という説明を加えました。

パブリックコメントにはありませんでしたが、最後に、施行期日と経過措置を附則として規定しました。

20ページからは、条例の施行規則です。第1条は趣旨、第2条は用語、第3条はパブリックコメントの提出方法、第4条は市民政策提案の様式となっているが、市民政策提案の関係する様式の規定が主になっています。

21ページが提案書、22ページが署名簿、23ページが結果の通知書の様式です。それぞれ、市民政策提案を実施している市の様式を参考にしました。

市民政策提案書の構成と内容は以下のとおりです。

1、政策の案の名称、2、現状の課題、3、政策の内容。3には、具体的な内容のほか、実施主体、推進方法などもここになります。4、政策の目的・理由、5、政策による効果、6、政策の実施に要する費用の額と内訳、7、提案に至るまでの経緯。8は、他に添付する資料があればその名称。様式第1号については、提出された提案書そのものを公開していく形を考えています。そのため、代表者については、氏名だけを記入するものになっています。市によっては、代表者の氏名、住所、連絡先電話番号の記入を求めているところもあります。代表者については、様式2号で改めて氏名、住所、生年月

日を記入してもらいます。

以上、パブリックコメントの意見、直後の委員会での意見などを踏まえ、条例案と規則案を提出します。

○会長 今ご説明頂いた内容について、語句的なものなど簡易な質問があったらまず先に整理しておいて、本題の議論は後にします。

何かご質問があれば。

○古田委員 簡単なことで申し訳ないですが、最後の方の「市民政策提案書」という様式がありますが、具体的な内容については別に書類を添付するわけですか。

○地域協働課長 こちらは様式ということですので、実際に全部の内容が書ききれなければ別紙でも結構です。例規集に載るものは、もっと小さくなりますが、様式とっていただければ結構です。書ききれない場合は、別紙でも結構ですし、ご自身で行の幅を大きくして書いていただければ結構です。

○古田委員 例えば、3番目の政策の内容であるとか、提案に至るまでの経緯など書いたら枠内には入りきれない。

○地域協働課長 枠を広げてもらうか、別紙にて提出する形でも結構です。一通り様式は決めますが、違うから受理しないということは絶対にしませんので。

○古田委員 わかりました。

○会長 他によろしければ、内容に入りますが、先ほどの森委員のご質問にも関わるのですが、「市民参加手続条例」というふうには後退するか、あるいは、本来の参加条例の内容にふさわしいものにするのかということに関わるのですが、そのポイントになるのは、おそらく第3条の第3項の扱いだと思います。

執行機関が行う仕事にはいろいろなものがあって、その中で必ず参加を求めなくてはならないものが第1項に入ります。それから第2項に対象にならないものがあって、それ以外の部分については第3項の方で可能な限り拾うということになっている。問題はその外した部分で、一つは外した部分はまったくダメなのかということで、先ほどのご説明だと、排除する意味ではない、可能な

限りということであって、「求めないことができます」となっており、必ずしも排除ではない。そういう含みの中での第3項ですが、この中間領域の第3項では「市民参加」にかかるものと、かからないものがありますね。かからないもの、恐らくこの部分では一番多い領域だと思います。市民が何にも言わなければ、特に必要と思わなければ、引っかからない。しかし、市民がこれをやってほしいということになると第3項で拾えるということだと思います。そういう中で、第2項の言い方も、先ほどのご説明のように、「求めないことができます」だから、求めることもあるわけですね。それにも関わらず、第3項の方では、括弧で、「前項各号のいずれか該当するものを除きます」というように除いている。前項では可能のように言っておいて、第3項では除きます。ここにちょっと飛躍がある。全体の保留とあとの方の断定と、ちょっと表現が違ってきますので、この第3項をもう少し丁寧に書くということで、何とか接点を見つけ出したいと思います。

例えば、第3項の括弧のただし書き、「前項各号のいずれか該当するものを除きます」と、全てだめという必要があるのか、あるいは2項の(4)、執行機関等内部の事務処理、これは市民が聞いてもしょうがない、というようなものがあれば、それは第3項の全てではなく、そのうちの「第何号を除く」というふうに規定しておいて、それ以外については、要請があればやりますよという書き方もできると思うんですね。第2項の保留条件が全く第3項で生かされていないというところの定め方だと思うんですけど。基本的には求めるという前提なんですね。例外的に求めないことがあるという。求めないことができますだから、勿論やってもらえばいいのですが。これはそういう書き方でもしょうがないと思うんですけど、第3項の方で、それを丸々受けちゃうものだから、それはちょっときつくなりすぎる。さっきのように、どうしても譲れないところ、例えば、前項の4号ですかね。第5号の市税の賦課徴収、これも、例えば名古屋市長の市民税5%減税なんて議論になりうるわけですね。市税関係が全て排除されることでもない。あるいは第6号の執行機関等の権限に属さないもの。これを議論してもらっても困るということや意味がないということであれば、「前項第4号及び第6号を除く」というようにすればかなり広がります

し、そう定めるから全てやるということではなくて、市民の要請があればということですし。それから、やり方についても「可能な限り市民参加を求めるよう努める」。いろんな中身が入ってくるとすれば、もうちょっと対象となるものが増えるのか、あるいは反対に限定的になるのかな。例えば、「可能な限り適当な方法により」。政策案もそれぞれ性質が違いますから、それぞれふさわしい形でやればよいということ。「市民の関心の高さ」、これは市民が要請した場合のおそらく含みだと思いますが、「市民生活への影響等を考慮し、可能な限り適当な方法により、市民参加を求めるよう努める」。例えば、「適当な方法」の中には、「懇談会」というのがありますよね。「懇談会」というのは、中身から言うと説明会的なものも含む。事後的に説明するだけでもそれも意味があるわけですね、情報の共有という意味では。こういうことで、こういうことが行われましたという報告会を懇談会という格好でやる。これも意味があるわけだから、多様な形態を含めて、第2項の禁止項目についても市民参加ができるように窓を開けておく。最小限のものだけに限定して排除するというところがいけば、第3項をもうちょっと、工夫ができるのではないかとこのころが、私の考えているところです。森委員さんいかがでしょうか。前回までの主張と照らして。

○森委員 第3項は、あくまでも、執行機関のやる気の問題なので、例えば、市民の側からこれは市民参加にかけるべきではないか、かけたほうがいい、かけてほしいという求めによって、こういう手続を取っていくことができるようにならないかというのが、私の一番の関心事です。

あくまでも、市長の、あるいは各執行機関の長の姿勢の問題なので。

○地域協働課長 このことについては、これまでの委員会の中で同じような意見が出ていました。対策の例として、市民政策提案の方で、逆にパブリックコメントの実施を執行機関等に求めることができないのだろうか。それも可能ではないかとの話がありました。政策提案も執行機関側が最終的に判断する形になります。強制的にということになると、自治法とか他の法律を根拠とする「直接請求」になってしまうのが現状だと思います。条例では、そこまでのものは今のところないので、一つは政策提案の中で市民参加を求め

るという政策もできるんじゃないかという話がありました。

- 森委員 最終決定するのは執行機関ということですから、第1項に規定するもの以外であっても、市民の関心の高さ、市民生活の影響というところで、「市民から要請があった場合、可能な限り」というような文言が入らないかなと思って、検討してもらえばいいのですが。それでも最終的には、執行機関の判断になるわけですけど、そういうものを入れてもらうといいかなと。

それから、会長さんのさっきの意見で、市民参加を「求めないことができます」というのと「前項各号の該当するのを除きます」との整合性ということですけど、ただし書きを取っちゃったらどうなんですか。

- 地域協働課長 必ずやらなきゃいけないのが第1項。それ以外のものも可能な限りやりましょうというのが第3項。第2項に該当するもの、軽易なもの、先ほどお話しした、条例の条項ずれなど。金銭に関わるからといって、今まで市民の声を聞いてこなかったのかということ、そういうわけでもなく、例えば、介護保険の計画を審議会で議論したり、パブリックコメントで意見を聞いた場合も、介護保険料も同時に検討している。必ずしも外しているわけではないということです。現在のパブリックコメントも金銭関係は対象外とすることができるということにしてありますけれど、実際には入れてやっている場合もあるということです。

- 会長 ということは、ただし書きをはずしてもよろしいということですか。

- 地域協働課長 第3項のただし書きの削除は、少し議論してからと思うのですが。これも下地になっているのが地域協働研究会で研究された成果を使ったという部分なのですが、なしでも問題はないかと思います。

先ほどの森委員からあった「市民からの要請に基づき」というのは、ルール作りが難しい。一人でも電話してきたらやるかということ、そういうわけにもいかない。それこそ何分の1かという話に及ぶことになります。一定のルールを作ることになりますので、これはかなり難しいことになります。これは執行機関側に任せてほしいという思いです。

ただし、住民の皆さんが、例えば、署名活動したりとか、請願活動されたりとか、そういう意思表示は、この条例に関わらずできることだと思います。条

例の仕組みに、「要請があった場合」を規定するのは難しい。

第3項のただし書きをなくした場合でも、第1項は必ずやるもの、第3項はそれ以外も努めましょうということで、必ずしも義務付けではないので、そういう形で整理ができると思います。この場で議論していただきたいと思いますし、事務局でも検討したいと思います。

○沢田委員 今の件ですけど、たしかに第3条の第2項と第3項は、非常にわかりにくいと思います。第3項のただし書きについては、なくてもいいような気がするんですけど。ただ、こういった条例、法令は、拡大解釈されるようなことがあったりして、本来の目的から外れるようなことがあったりしたらいかんのですけれども、ここのところについては、そういったことがないような気がしますし、会長さんのお話もありましたけれど、第2項のところであげてあるのですけれども、これをピンポイントで除外するようなことではなくて、第2項で市民参加を求めないことができますと言っているので、第3項の市民参加のただし書きというのは、なくても大丈夫なような気がします。

あわせて「市民の要望により」というのは、やはりその段において、どういう判断をしなければいけないのか、誰がどこでどう取り上げるかということが、また別の規則とかになってくるとと思いますので、これについても、会長さんが言われたようにした方がいいのかと思います。個人的な感想はそういうことです。

○会長 ただし書きの削除ですね。

○沢田委員 はい、削除です。

○会長 第2項が求めないことができますだから、必要ないでしょうね。

○森委員 ちょっと補足しますと、そのただし書きを外してもいいんじゃないのというのは、第2項でここまで決めてきて、さっき会長さんが言われたように、市税でも独自の市税条例を江南市がつくるというような場合には、以前の議論にあったように、「参加を求めないことができます」ではなくて、「市民参加を求めることができる」に入るんですね。

○地域協働課長 第1項は「できる」ではなく、やらなきゃいけない。

- 森委員 例えば、市税で外すものではあるけれど、書き方が、「参加を求めないことができる」であり、参加を求めることもできる。
- 地域協働課長 はい、そのとおりです。
- 森委員 例えば、市民の側からこういう問題は何でやらないんだと聞かれたときに、この第2項の中で説明はかなりの部分ができるので、ただし書きを外してもいいんじゃないかと思ったわけです。
- 会長 元々、前提が基本条例の第8条ですからね。基本的に権利を有しますと言って始まっている条例ですから。それと参加の中身がちゃんと議論するところから、報告会的なところまで含んでいるわけですよ。
- 地域協働課長 条例ではいくつかの市民参加手続を規定しています。それ以外に適当な方法があれば、やっていくことも可能です。
- 会長 前にいただいた安城市の参加条例の場合は、取上げなかった場合には報告する義務を課しているのですが、ここで言えば、懇談会をやることが報告に当たるわけだから、「報告義務」を特に取上げると、何かやらないことが前提みたいな気がします。
- 地域協働課長 やっていくという前提です。
- 会長 報告も含めてやりますという方がすっきりしている気がします。それでは、ここの意見としては、第3項のただし書きを削除するということにします。
- 地域協働課長 はい。
- 野下委員 第3条第2項第5号の部分の説明がありますね。地方自治法第74条第1項というのがあって、この前のパブリックコメントで示した資料を見ると、「利用料及び手数料その他の徴収をいいます」のあとに、介護保険、国民健康保険税、及び介護保険については、審議会ですとそれぞれあると、これについては市民参加を否定するものではありませんというのが付いているんですけど、今回はこれがなくなっていますよね。
- 地域協働課長 今回提出している資料の調製の過程で、地方自治法の条文の枠図に隠れてしまいました。改めてその旨の説明文を挿入していきます。
- 会長 じゃあ今のところで、やらない条項についてはずっと表面にでない形

で議論ができたと思います。

前に市民政策提案についてご報告いただきましたが、他の市町でこういう条例を作って、どれくらい実施例があるかお尋ねしたときに、ほとんどないというお答えでした。ここでせつかく作っても使えないようなものではないので、これをもっと使えるように、実際に提案したいと思えるようなものになるように、文言なのか仕組みなのか、議論をしていただけたらいいと思います。

第7節、第14条を見ていきますと、「第3条第2項」が出てきます。第3条第2項は除外されている。これでいいのかどうかということ。また、「具体的な政策」という言い方をしています。抽象的なことではなく、具体的なということですが、具体的の程度は多様で、特定の地域だけでもいいのか、その場合には、「一般的な」ということとに対応して「個別的な」、例えば地域特定のものでもいいのか。あるいは少し理念的なものでもいいのかとか。「具体的」と書いてあるのですが、ちょっとこれを膨らませるか、限定するか、明確にできないかなと思います。じゃあ、やってみようかと思うような魅力的な言葉にならないでしょうか。「具体的」という言葉だと、どうでも取れるようなところがあります。

○地域協働課長 「具体的な」の文言をいれたのは、例えば、「江南市を住みやすくしてほしい」という提案だけでは分かりにくいということで、「具体的な」という言葉を入れました。地域性で言えば、小学校区単位くらいでもいいかなと思っています。実際に、江南市地域まちづくり補助金では、「地域課題」といった場合、お隣近所の範囲ではなくて、小学校区単位くらいを想定しています。もちろん、もっと狭い範囲の提案もあるかもしれませんが、地域性を考えるのであれば、概ね小学校区くらいを目安として考えていただいた方がいい。また、年齢を絞った政策もありうると考えています。

○会長 それはありえますよね、女性向けとか。ただ、「具体的な」のイメージがつかみにくい。

○地域協働課長 ただ、この表現で「具体的な」がなくても、実際には様式で具体的に書いてもらわないと分かりませんし、それでも分らないようなら、

面談して内容について担当課が提案内容をお伺いすることになります。

それでも、文章が苦手な人と上手にアピールできる人と差が出てきてしまいますが、最終的には「具体的なもの」ではないと、いい返事が出せないかと思っています。

○会長 例えば、江南市の発展に役立つ...

○地域協働課長 タイトルならそれでもいいですが。

○会長 何か、環境をよくするためのとか、安全確保のためにとかをこの辺に書いておいて、そういう方向性のものですよ。そこに具体的な中身をかいてもらう方がいいですね。

○地域協働課長 より具体的な内容があれば書いてもらいたい。

○会長 それをここに書く。

○地域協働課長 条例の場合だと、理念的な条例もあります。こうやって努めていきましょうとか、いじめをなくしていきましょうとか、こういう社会にしていましょうとか。理念条例だと、具体的じゃない部分も出てくるから、これはしょうがないのかなと思います。ただ、具体的な条例案をつけてもらうことになります。「いじめ防止に関する条例を作ってほしい」という提案はここでいう提案ではなく、意見、要望になってしまいます。

○会長 そのレベルの提案だとそういうことですが、その方向での具体的な提案。市及び市民生活の発展に役立つ具体的政策。いろいろ考えているところがあって、これを提案してみようかとか誘発するようなことができるのか、できないのか。

○地域協働課長 市の方からテーマを決めて出すというやり方も、第2項の方にあります。他の先進市に実態を聞くと、実績はあまりないようですが、江南市の場合は積極的にやってもいいのかなと。結果は出てくるかどうか分かりませんが。

○会長 具体的に、ごみゼロのためにとかね。具体的に言えば思いつく人はいる。

○地域協働課長 はい、そうですね。

○会長 何か、使ってみようと思う仕掛けができないかということです。

○森委員 地域協働課では、地域まちづくり補助事業を募集していますよね。あれは自分たちでいくらの予算でやりますよ、そこへ補助金を出すやり方ですよ。今、ここでいうのは、江南市が市の事業として、予算を組んでやる費用のことですよ。その江南市が予算をどれくらい組んでやりますよということが、この内容では、一般の市民が自分たちでやる事業に使う費用というふうに受けとめてしまう可能性もあるんじゃないかと。だからこれについては、もう少しきちんとした説明が必要だと思います。また、この提案が出された後、内容について、実際にはかなりの聞き取りですとか、例えば、いじめだとか、ごみだとかという提案であると、それぞれ教育委員会なり、環境課なりとかなり意見をしっかり聞いてからでないと、可否の判断はできないと思いますし、その辺の手続き的なこともどこかに書いておかないとみなさんがこれを読んだときに、何か自分たちの活動の提案みたいになってしまっってはちょっと違うかなという心配はないのかなと感じます。

○会長 どうですか。市民が主体でやることも含めてと考えるのか。

○地域協働課長 実施主体は市ですが、市と我々市民と一緒にやってやるという内容の提案はできます。ここでいう「費用」を、提出者が負担する費用と受け止められてしまうことまでは考えていませんでした。

また、聞き取りについては、この会議の中でも出たこともあります。必要があればやります。提案書で明確に分るといっているのであれば、その必要もないのですが。実際にはヒヤリングは必要になると思いますし、森委員さんが言われたように、かなり時間をとって、担当課が内容をお伺いしてからしか、決定出せない。聞き取りは、やっていくことになると思います。PRというか、啓発の段階では、この次の段階として、市の担当課職員と話し合うという段階があることを示していかなければいけないと思います。

○河井委員 今の話のなかで、市民が行う事業か、執行機関が行う事業かということだったと思いますが、やはりこれはもともと定義に書いてあるように、執行機関等が行うものに限定しますという言葉があるんですが。

○地域協働課長 もちろん市の政策なので、市がやるのは間違いありません。ただ、政策の中身で実施主体を協働で市民と市がやるという提案もありえるか

など。

- 河井委員 ですが、先ほどの補助金事業というのがありましたよね。ああいった形とは違うんですね。
- 地域協働課長 違います。
- 河井委員 市民参加の定義では、「執行機関が行う」となっており、市が行う事業、執行機関が行う事業と解釈すればいいんですか。
- 地域協働課長 あくまでも市の政策ということで。
- 河井委員 今、森議員さんが言われたんですけど、提案されてから、結果通知を出すまでのフロー的なものが、ちょっと分りづらいと思いますので、それをどこか、当然条例ではなくて、施行規則の方だと思いますが、分かるようにしていただきたい。
- 地域協働課長 [市民政策提案のフロー] では、提出すると、すぐに市が検討する流れになっているので、この間に“一緒に話し合う”段階を入れます。現実にはそうなるので。
- 河井委員 はい、それだけです。
- 地域協働課長 今、私が提案したのは、19ページの中段に、[市民政策提案のフロー] で、市民があって、執行機関があって、矢印が書いてあるんですけど、提出からいきなり執行機関等が多面的に検討するになっているので、この間には、実際には、話し合いというか、地域の事情もあると思いますので、いろんな話を聞くというプロセスがあるということをはっきりさせたいと思います。それは実際には想定しておりまして、書面だけのやり取りではない。ペーパーだけでわかる提案書というのは、なかなかないのだろうということも考えております。
- 沢田委員 今の件で、具体的に提案をしなさいということなんだけれども、まとまっているように見えるが、実際には何を具体的に求めているのか分からないような提案があった場合に、実際どういう取扱いをするのか。提案を受け付けたあと、検討をして、これはちょっと検討の余地がありますと断ってしまうのか、具体性に欠けるということで、申請の段階において、注意を出し直してくれということなのか、その辺のところがこの条例をみていて少し

わかりにくい。そうなるやってみようかなと思う人たちも、少し尻込みを
してしまうことがひょっとしてないとはいえないので、その辺はどう考えて
お見えでしょうか。

- 地域協働課長 今、考えているのは、内容によって必要に応じて提案者との
面談を持つということ。場合によっては、面談なしで結果を出すものもある
のかなあと思っています。面談の必要がない、書面だけでよく分る提案や、
提案書だけ見てこれは採択できないと判断できるものは、面談の必要はない
と考えています。それ以外で、もう少し内容をお伺いしたい場合は、お話を
聞いた上で回答していくことになります。

提案に対する回答期限は3カ月。この期間をどの程度にするか悩んだと
ころですが、あまり長いというのも、ほったらかしにしている印象を与えてし
まうので、3カ月にしました。その代わり、予算が伴うものとか、条例案に
ついては、議会に提案していくとかといった方向性だけになる。最終的な決
定は、市議会で判断していく形になる。

- 沢田委員 他の市民参加のワークショップでいろいろな意見、懇談会ですと
か、アンケートで意見が付されたとかについては、聞いて判断して、何らか
の形で回答するでしょうけど、この提案制度については、具体的な形で出て
くる、でも具体的ではなかったと。ひとつの書類としてまとめられて、資料
もつけてきたけれども、どうもまだ分りにくいところがあって、最終的に却
下みたいになったときに、公表しなければいけないということがあるので、
そのところでせつかく提案したんだけど、まあよく分らんままだめで、
公表されたみたいな非常に微妙なところがあるので、ならば入口のところで
きちんと、もう少し具体的に提出してほしいだとか、結果的に3カ月待つて、
だめだったとか、ひょっとして市民参加の方法に少し欠けるということまで
はいかないにしても、不安な面があるんじゃないかなと思ったので、その辺
を少し検討してもらわなければいけないのかと思います。

- 地域協働課長 この件の受理は、今の担当課である地域協働課が申請書を受
理していきます。地域協働課で不受理というか、お断りするのは、もともと
対象外、はっきり対象外のものについては、もちろん違いますよということ

ははっきり伝えて、書類は受け取らないつもりです。微妙なところの場合は、一旦受理して、担当課でよく精査してという形になると思います。受理した場合は、今、沢田委員さんが言われたとおり、提出されたまま公表していきます。失礼ですけど、誤字があってもそのまま、こちらで手を加えることはせず、そのまま公表していこうかなと思っています。それは回答も同じですけど。次の提案につながるというか、そのような形で運用はしていきたいと思っています。切る、断る提案制度ではないので。

○会長 今のご心配は、受理されない場合にそれが公表されると、へたな提案をしたのかみたいに見られることですね。

○地域協働課長 受理しないと、もともと公表はしません。

○会長 受理して、結果はNOということはあるんですね。

○課長 それはあります。条文では、そこまでは書いてないですけど、実際には必要があれば追加の資料を出してもらうことも考えています。

○会長 前向きに進めるということで。

○地域協働課長 はい。後でホームページでの公表になると思うんですけど、どんな内容で提案されたかを知らせるのが目的なので、追加の資料があれば追加も含めて公表していきます。必要書類は別添でも公表していくという考えです。後はヒヤリングで話すというような乱暴な人が出てくると困るんですけど。できるかぎり、読んでわかる提案をお願いしたい。ただ少し記述が足りないとか、一部が空欄だという理由だけで却下するようなことはしないようにしたいと思います。

○会長 ピンからキリまであるでしょうからね。なかなか文章で…。

○地域協働課長 市職員でも“政策”となると難しいと思います。日頃から勉強されているグループとか、学校で研究している先生や学生さんなどでないと、なかなか難しいと思います。これも一つの窓口、アイデアを思いついたようなものであれば、「市長への手紙」ですとか、いろいろな形で声を届けていただければ、それはそれできちんと回答していく仕組みができていますので。

○古田委員 まあ、いろいろと議論をお聞きしておりまして、やっぱり冒頭に

会長さんがおっしゃられたように、市民参加条例を既に施行したところにおいて、市民政策提案が実際にどれくらい利用されたかどうかということが前の会議でも取上げられました。年間に1件、2件とか、0とか、そういう状況の例があるわけで、やっぱり、私はこれだけ議論を重ねてやってきた関係もあって、市民に受け入れられてどんどん提案がなされるように仕向けてもらいたい。それで、実施の暁には広報等で発表されて、先ほど窓口が地域協働課になるだろうというお話でしたが、その窓口をはっきりさせて、提案書を書く前に、気軽にご相談を下さいというか、そういうことを相談しやすいように、提案のしやすいような工夫をどんどん考えていただきたい。じゃないと、こういうことを市の方へ提案したいなあと思っても、なかなか踏み切っただけで出せない人が多いかと思います。そんなことで、ご意見でも結構ですからお待ちしています、窓口はここですからご相談下さいくらいに。完成した計画書を、いきなり持っていかなければいけないのでは、誰でも二の足を踏んで、なかなか出せないと思いますから、相談窓口をしっかりとってやっていただけたらなあと思います。有名無実の条例では何ともなりませんので。せめて年間に10件くらいでも応募があるとか、提案があるような条例にしていきたいと私は思いますので、よろしく願いいたします。

- 会長 恐らく、今、市民の中でこんなこと（政策提案）ができるのは、NPO系。いろんなミッションを持っているわけだから、それらを自分たちの活動だけに留めずに、市民協働で、全体で取り組む課題として提案してもらうことは、これは1つの可能性のある領域だと思いますね
- 地域協働課長 条例制定後のPRは、どうしても新しい仕組みである市民政策提案が中心になってくると思います。担当課をはっきりさせて、相談できるような、場合によっては、具体的な中身によって、提案の所管課の職員にも相談して対応していきたい。絶対できないようなこと、法律的にできないこともあると思いますので。早い段階で担当課に相談し、最終段階で受け付けるばかりでなく、相談窓口の対応もしていきたいと思います。
- 古田委員 窓口ではねつけられないように。
- 会長 じゃあ今のところは、説明として多少加える部分があったら加えてい

ただ、窓口の敷居を低くするような方向で、説明文ですかね、考えていただくことにします。

○地域協働課長 はい。

○会長 じゃあ、全体についてご質問や、ご意見がありましたらどうぞ。ざっと頭のほうから何かありましたら、順次お願いしたいんですが。

3 ページの説明の中でパスされたんですけど、この図みたいのがあるまね。

図の左側の一番下に市民政策提案などと、「など」が付け加わりました。

○地域協働課長 はい。

○会長 大事なポイントですね。

○地域協働課長 どうして、「など」を付けたかという、市民参加の方法という、代表的なものをここで規定して、これ以外にもあるという意味です。

○社本委員 11 頁の第 7 号、「その他執行機関等が適当と認める方法」というのが、今の市民参加の方法に入っているとすると、それがあるから、私はここに「など」が入ったのかなと思いました。

○会長 それはそうですよね。

○社本委員 そうすると、ここでも関連してくれば、あってもいいのかなと思います。

○地域協働課長 はい。

○会長 これはなどをいれても、ぜんぜん問題ないですね。

○地域協働課長 はい。

○会長 むしろ当然ですね。

○地域協働課長 はい。

○会長 私が気になったのは、6 頁のところの、説明文の中の 3 ですけどね。

ここで「学校」というのは当然出てくるんですが、学校というのは、愛知江南短大もかなあというように思ったんですけど、ここの「学校」というのは、何なんですかね。

○地域協働課長 市が造る学校なんで、私立というのは入れなかったんですけど。

○会長 さっきのご説明だと小・中学校とおっしゃったんですけど、私学がな

いからそうなのかもしれませんが。ちょっと唐突過ぎの感じがしました。

それから、9ページ第4条ですね。「前条第1項の規定に基づき」というのは、これ第1項にだけ限定するのか、第3項もやるというように言っているわけだから、「第1項及び第3項」というようになるべきなのか。

○地域協働課長 これは例規担当と相談します。

○会長 対象としてはなるわけですね。

○地域協働課長 ええ。ありうる。

○会長 その「適切な方法により」だから、第3項も、当然適切な方法でやればいいことであって、やらないで1項に限るとことはなかろうという意見です。さっきの「具体的な」政策提案のところは、説明をどうするかですね。

○森委員 市民参加手続を第4条で決めているんですけど、今いろいろ議論してきたところなんですけど、(7) その他で、その他執行機関等が適当と認める方法っていう、こういう中に、例えば、シンポジウムだとかそういうものが入ってくるというふうで理解していいんですかね。今まで何回か、計画策定のときには、シンポをやってきたような気がするんですけど。私もこの間、この委員会に参加していて、そのことを思っていました。「ワークショップ」ということはあるんですけど、シンポジウムのようなものがあるものですから、この中で必要に応じてやりましょうと、いろいろな策定の過程で、そういう意見がでてきた場合には、この(7)でやれるということでもいいんですかね。

○地域協働課長 そのとおりで結構です。シンポジウムをこういうところにはっきり位置づけている市もあるんですけど、市民懇談会と微妙なところもあるので、どちらにしても市民参加の一つの方法だと考えています。シンポジウムをどう定義するかが難しいことから、書かなかったところもあるんですけど、市民参加手続の1つだとは思っています。市民懇談会を、実際に開催する場合、「シンポジウム」形式にしてもいいと思いますので、そういう方法もあると考えていますので、決して排除するものではない。ここに書いてないことはやってはいけないという話ではないので。

○森委員 はい。

- 会長 あとよろしいでしょうか。
- 野下委員 22ページ、規則にある署名簿ですけど、法人その他の団体にあつては、氏名欄に事業所の名称及び代表者の氏名を書くわけですが、ちょっと欄がこれでは狭いんじゃないかと思うんですね。
- 地域協働課長 はい。これは様式ということで。大勢の方から提案してほしいという気持ちですので、行を増やして窓口でお渡ししたり、ダウンロードできるようにしていきます。
- 野下委員 枠ですけど、十分かけるように。
- 地域協働課長 はい、書けるようにします。何行書けるようにするかですけど、手書きを想定して。
- 野下委員 そうですね。ちょっとこれでは。
- 地域協働課長 実際これでは、氏名も書きづらいくらい。これは、こんな様式ですということです。
- 野下委員 対応をお願いしたいと思います。
- 地域協働課長 はい。
- 会長 ちょっと戻りますが、18ページの「アンケート調査」。こういう言い方が普通になっちゃっていますけど、“アンケート”というのは、そもそも調査なんですよね。調査・調査ということなんです。翻訳するとね。これどうしますかね。普通、「アンケート調査」といっているのは、質問紙調査なんです。聞き取り調査と質問紙調査。質問紙と限定するなら、質問紙調査の方が中身はより正確になるんですね。アンケートというといろんな調査があるので、その使い方がどうかなと思って。その説明のところ、恣意的な設問があつてはいけませんというのは、そのとおりでいいんですが、設問の中身は問いのほうなのか、選択肢も含めて設問といっているのか。恣意的というのは、選択肢も恣意的なものもずいぶんあるんですね。聞き方および選択肢というのか、ひっくるめて設問というように言うことはできると思うんですけどね。
- 地域協働課長 実際、そこまでは考えてなかったところはあるんですけど、実際には選択する場合に選びようがないとか、作り方によってこっちへ持つ

ていきたいんで、持っていきたい方へ多く設問を出すということもあるかもしれない。全体設計を含めて設問だというふうに考えています。

○会長 設問には、そこまで含んでいるという理解ですね。

○地域協働課長 はい。「アンケート」だけでも…。

○会長 「アンケート」だけでもいいと思います。

19ページが一番上の尚書きのところですが、代表者の方に対しては、提案内容に関してということだけれど、先ほどのご説明だと、内容だけでなく、形式等々も含めてですから、「提案内容等に関して」というようにしておいた方が正確ではないでしょうか。

○地域協働課長 はい。

○会長 どうでしょう。他に何かお気づきのところがありましたらご発言ください。

それでは、今後の進め方についてご説明いただきます。

○地域協働課長 その前にちょっと私の方から、確認だけ。第7条のところ、第1項に「その他」をいれましたので、同じ内容の第2項は省くということよろしいでしょうか。

○会長 その方がすっきりしますね。それでは、きょうの会議はここまでとさせていただきます。

2. その他

○会長 今後の日程等について、説明をお願いします。

○地域協働課長 今後の進め方ですけど、もう1回やらなくてもということであれば、事務局と会長さんで、少し打ち合わせさせていただいて、委員会のご意見に沿って中身を修正し、本日の会議録と併せて各委員に送らせていただきます。お気づきの点などがございましたら、個別に事務局にご連絡していただきたいと思います。それらを経ましたら、最終的なものを市長に対して、この推進委員会の提言という形で、提出いただいて、いったん委員会の区切りになるかなあと考えています。

その後、市の方は、提言を検討して、最終的に条例案を決定して、内部の例規審査会も通した上で、市議会に上程していくというスケジュールになります。

今回は市長に出席を求めたいと思っていますので、市長の日程と皆さんの都合、会場の手配などの関係もあり、だいぶ期間が開きますが、7月29日を考えています。この日は月曜日ですが、以前、委員から月曜日の会議は避けてほしいというご意見もあったことも承知しておりますが、この日以降ですと、お盆まで延びてしまいますので、きょう4月でどうして7月だという話もあるかと思うんですけど、なかなか日程の調整が難しいものがありまして、申し訳ありません。

もう一回、委員会を開催し、さらに検討するというのであれば、6月の下旬に委員会を開催してとっております。そうでなければ、事務局と会長さんで整理したものを送らせていただくことをお許しいただき、7月29日、月曜日の午後に最終の推進委員会としての提言を市長へ提出していただきたいと思います。ご自身の思いが成果物に載らなかった方も、議事録に残るような形で発言いただければと思います。そのようなことを、今考えております。

○会長 次回、もう一回やる必要があるかどうかは、8ページの第3条第3項のただし書きを取りましたけれど、これを取っちゃっていいかどうか、市の方から残せと言われたときにどうするかということ。

○地域協働課長 あくまでも、委員会の意見で進めていただければと思っています。最終的には提言後に決定していきます。大幅な変更はないと思っていますけれど。第3条第3項のただし書きについては、運用的にもいけると思っていますので、そこだけの議論でまた皆さんにお集まりいただくというのも申し訳ないなあというところもあります。

○会長 今のようなことで流れていくなら、7月の下旬に最終的なものを市長に出すということですね。

○地域協働課長 はい。7月29日の月曜日でお願いできたらということですよ。

○会長 それまでに、きょうの修正、議事録を皆さんにお送りして、改めてご意見を伺います。

○地域協働課長 改めて意見を伺える時間は十分確保してまいります。

○会長 きょうのところはこういうところで、これで大分ペースが速く、最初の計画ですと、4月は第9回になっていますけれど、早く進んでおります。じゃあよろしいですか。あと個別にご意見ありましたら、どうぞ事務局のほうに出していただいて、今の計画どおりにいけば、7月29日にお会いするというにしたいと思います。

きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。